

京極町農業委員会総会議事録

(第22回令和4年8月26日)

京極町農業委員会

京極町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月26日 午後1時30分から2時5分

2. 開催場所 京極町役場 2階議員控室

3. 出席委員 (12 人)

- 1 番 中村明彦
- 2 番 粥川一也
- 3 番 酒井勇一
- 4 番 熊谷 聡
- 5 番 藤波秀博
- 6 番 横川順行
- 7 番 行天英宏
- 8 番 小山憲一
- 9 番 小柳光義
- 10 番 清本勝彦
- 11 番 船場 茂
- 12 番 後藤耕藏

4. 欠席委員 (0 人)

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 報告第1号 総会諸報告について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 議案第2号 荒廃農地に係る非農地判断について
- 第5 協議第1号 農用地区域からの除外に係る意見照会について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地健太

会計年度任用職員 菅野 梓

7. 会議の概要

開会時間 午後 1時30分

後藤会長

これより第22回京極町農業委員会総会を開会いたします。

長く暑い日が続きましたが、昨日あたりから涼しい感じがしている。今年は雨が
多く、作物が痛まないかと心配です。芋も水分が多いところは傷んでいるよう
です。防除跡は難しい。人参も水分が多すぎて腐りかけ、状態が良くない。事故
に十分注意して、収穫作業をしてください。今日も協議事項などありますのでよ
ろしくお願いします。

事務局長

出席委員は12名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しており
ます。

京極町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなってお
りますので、以降の議事の進行は後藤会長にお願いいたします。

議 長

これより議事に入ります。まず日程第1の会議録署名委員及び会議書記の指名
を行います。京極町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

それでは、10番清本委員、11番船場委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局の菅野氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2、報告第1号「総会諸報告について」、事務局より報告の
朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

【報告第1号、朗読】

それでは、日程第2、報告第1号、総会諸報告についてご報告いたします。

委員各位が関係している事案のみ報告させていただきます。

1、第21回京極町農業委員会総会を、令和4年7月22日に京極町役場議員控室に
て開催しております。

2、同日、京極町農地利用状況調査、農地パトロールを、第21回総会終了後に京
極町一円を対象に実施しております。

3、農地法第3条調査を、8月17日に酒井委員、横川委員、事務局で確認してお
ります。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

報告第1号につきましては以上となります。

議 長

ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上で報告第1号の「総会諸報告について」を終わります。

議 長 続いて、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。藤波委員が関係している事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

それでは、藤波委員は退席をお願いします。(藤波委員退席)

議 長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案書に基づいて、許可申請の内容を説明】**

議案書1ページをご覧ください。日程第2、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご審議願います。

別紙の者から農地等の所有権移転をするための農地法第3条の規定による申請書の提出があったので、許可申請の可否について議決を求める。令和4年8月26日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。別紙のとおり。

今月の農地法第3条の許可申請は1件です。それでは、議案書2ページをご覧ください。

番号1。譲渡人。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。譲受人。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、田、現況、畑。地積、〇〇㎡。権利の区分、贈与。譲渡理由、農地を贈与。土地の引渡しの時期、農地法第3条の許可日。譲受人の経営内容は記載のとおりです。

番号1について、議案書3ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。また、議案書4ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。

議案第1号につきましては、以上となります。

議 長 只今の事務局の説明に関連して、1番を酒井委員より、ご報告をお願いいたします。

酒井委員 番号1番について、議案書3ページの調査書の通り、8月17日に調査しました。譲受者の耕作地の地続きの農地を贈与するものであり、問題はないと思います。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定致しました。

(藤波委員着席)

続いて、日程第4の議案第2号「荒廃農地に係る非農地判断について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

【議案書に基づいて、荒廃農地に係る非農地判断について朗読・説明】

議案書5ページをご覧ください。日程第4、議案第2号、荒廃農地に係る非農地判断についてご審議願います。

利用状況調査の結果、再生利用が困難と判定された農地について、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かについて議決を求める。令和4年8月26日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。別紙のとおり。

それでは、議案書6ページをご覧ください。

ここでお示ししている〇〇筆の農地等につきまして、前回総会後に実施しております利用状況調査、農地パトロール並びに事前にお渡ししておりました資料に基づく荒廃農地の現況確認の結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地と考えられることから、農地法の運用に基づき、農地に該当しない旨の判断を行うものです。

なお、非農地として判断された後、非農地通知書を本人又は関係機関へ送付し、農地台帳からの削除を行う流れとなります。

議案第2号につきましては、以上となります。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

小山委員

パトロールで非農地にするかどうか迷った場所について、これから畑として使用するにしても、条件が悪いと手を出しにくい。そのような畑を、今の農家の状況だと、今からわざわざ復元して耕作するというのも考えにくい。地区で手伝いに行ったりしているため、畑の状況は皆わかっている。客土などをすればどうかと所有者が離農する前に言ったこともあるが、やらなかった。非農地になれば、

他の用途で使用出来るかもしれない。

議 長 他に発言ございますか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

それでは、日程第5の協議第1号「農用地区域からの除外に係る意見照会について」を議題と致します。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 【協議第1号、朗読】

議案書7ページをご覧ください。日程第5、協議第1号、農用地区域からの除外に係る意見照会についてご協議願います。

下記のとおり京極町農業振興地域整備計画の変更及び農用地利用計画に定める農用地区域からの除外について意見を求められたので、次のとおり協議する。令和4年8月26日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。番号1。区分。除外。申請者。札幌市〇〇、〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇氏。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、畑、現況、道路。地積、〇〇㎡。理由。寒別発電所管理用道路敷地。

今回の申請地につきましては、尻別川にあります寒別発電所取水堰の更新工事を行うための道路として使用するために、現在、一時転用の許可を受けている箇所となっており、当該箇所の土地については、更新工事の完了後におきまして、寒別発電所取水堰の保全・保守の管理用道路として必要となり、他に代替地もないため、当該箇所の土地の取得及び使用を計画していることから今回の申請となっております。

農用地の除外についてですが、除外をするには農振法第13条第2項各号に掲げる5つの要件であります、①農用地等以外にすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地がないか。②農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないか。③効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないか。④土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないか。⑤農業生産基盤整備事業完了後の8年を経過しているか。これらを全て満たす場合とされております。当該土地については、公益的な事業である電気事業の重要な発電所施設の管理に必要な場所であり、他に代替できる

土地がなく、従来より耕作されていない角地部分であったことから農業上の利用や農用地の集積に支障を及ぼすおそれがない土地であることから、本事案は要件を全て満たしていると考えております。

協議第1号につきましては、以上となります。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それではこのとおり回答を提出致します。

議長 以上で、本日の報告、議案の審議はすべて終了いたしました。
この際、その他の件について、委員から発言がある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

よろしいですか。それでは以上をもちまして、第22回京極町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時間 午後 2時 5分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

議事録署名員

議事録署名員

次回の総会の日程について、予定 9月22日(木)午後 1時30分